

J R小浜線子どもとお出かけ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学生以下の子どもを含む家族がJ R小浜線を利用する場合に、その運賃の一部を助成することで、J R小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成の対象となる者は、小浜市内に住所を有し、中学生以下の子どもを1人以上含む家族(当該子どもの兄弟、父母、祖父母および曾祖父母とし、以下「対象家族」という。)とする。

2 前項の祖父母(曾祖父母を含む。)は、中学生以下の子どもと同居していない場合であっても対象とする。

(対象経費)

第3条 この助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、対象家族が同一の行程を一緒に乗車する場合におけるJ R小浜線の区間に係る運賃(小浜市内駅と目的地駅間の往復運賃または片道運賃)の総額とする。

2 J R小浜線の区間に係るものであっても団体割引乗車券および定期乗車券は対象としない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象経費に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象家族のいずれかがおぼせんサポーターの資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の82を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 助成金の交付は、1回の乗車につき1回限りとする。

4 前条の対象経費について、この助成以外の助成または補助を受けている場合は、この助成金を受けることができない。

(助成金の申請および請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福井県電子申請サービスを使用してJ R小浜線子どもとお出かけ助成金申請書兼請求書(様式第1号)に領収書または購入証明書(様式第2号)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請および請求は、切符を購入した日から起算して30日以内または購入した日が属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

3 市税に滞納がある者は、この助成金を申請および請求することができない。

(助成金の支払)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、J R小浜線子どもとお出かけ助成金決定通知書(様式第3号)をもって当該申請者に交付を決定した旨を通知し、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

2 市長は、当該月の初日から末日までに提出された請求書に係る助成金を翌月末までに支払うものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請または請求に虚偽または不正があったときは、申請者に対する助成金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。